

平成26年3月1日  
坂田の残土問題に関する住民訴訟原告団

### 請願署名のお願い

館山市坂田の残土問題について、住民6人が原告となり、事業許可を下した千葉県を相手に許可取消を求める住民訴訟を行ってきました。4月18日に判決が下りる予定です。この裁判では、県残土条例に照らし、業者の搬入計画に虚偽の記載があると原告側は主張しています。

この裁判の過程で、証人として出廷した残土業者社長がそもそも残土条例の趣旨を理解していないことが判明し(申請時点で土砂の発生元を特定しなければならない理由を知らない)、また地質学者からは現場の土砂崩れの危険性を指摘する報告書が提出されました。

このような危険な坂田の残土埋立てですが、他の残土処分場と同様、延長許可申請を繰り返し約10年続く可能性もありますが、これを阻止する手立ては限られています。つきましては、公正かつ住民の健康や環境を重んじた判決を裁判官に促すため、原告以外の住民の声を請願書にまとめて提出したいと思います。皆様のご協力をお願い致します。

- \* ご賛同いただける方は「請願書」に住所、署名(必ず自署にて)して下さい。
- \* 館山市民の署名を重点的に集めますが、市外でもご協力頂ける方は「別の用紙」を準備しましたので、そちらにまとめて集めてください。
- \* 署名原本をご持参またはご郵送下さい。3月10日必着でお願いします。  
(期限が短いですが、判決に反映させるためご協力お願い致します)

#### 【提出先・連絡先】

館山の海と山の自然を守る会 事務局 沖山静彦 宛  
(〒294-0306 館山市加賀名 239-108、FAX:0470-29-0184 携帯:090-5795-3445)

なお、裁判の訴状等はネット上からも取り寄せることができます。

「千葉県館山市・西岬・坂田の未来について考える(残土埋立ては必要か)」

<http://bandainfo.web.fc2.com/index.htm>

「動き」の中に裁判経緯、訴状等も掲載してあります。

以上